

第4章 能島城跡の本質的価値と構成要素

第1節 能島城跡の本質的価値

本計画を策定するにあたり、前章の「史跡の概要」に記述した、文化財指定に係る経緯、それに伴う調査、また指定以降に実施された発掘調査、文献等資料調査などの研究成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を明確にしておくため、次のように整理する。

①小島全体を城郭化した希有な構造

能島城は、瀬戸内海を支配した海賊衆、能島村上氏の城郭であり、14世紀中頃から後半以降に築城され、16世紀末頃まで機能した「海城」である。能島城の最大の特徴は、小島全体を城郭化したその構造の特殊性にあり、能島城の他にも岡島城、大可島城、甘崎城、九十九島城、務司城、中途城、来島城、怪島城、鹿島城など芸予諸島及びその周辺に類例が集中しているが、最も保存状態が良好でその価値が容易に把握できる存在が能島城であり、唯一の国指定史跡となっている。

②開放的な縄張りとは海岸整備

能島城の特徴として、切岸と思われる急峻な海蝕崖を除き、土塁・堀切・虎口・郭を囲む柵などの防御施設の痕跡がみられないことと、芸予諸島の海辺の中世城郭などに特徴的な岩礁ピットや海蝕テラスを設け、船の発着の利便性を高めており、海に対して開放的な構造であることが挙げられる。船だまりは対外的な玄関口、東部海岸は船置場やメンテナンスの場所、南部平坦地は荷揚場等の多目的なヤードとして利用されたと考えられる。

③居住空間としての城

かつては、軍事施設としての出城や見張り場として評価され、その居住性の低さが想定されてきたが、発掘調査により、何度も建て替えられた掘立柱建物跡や、貯蔵・煮炊・調理・食膳用の土器・陶磁器など居住に伴う容器類が質・量ともに豊富に出土し、恒久的な生活の場であったことが証明された。その中には高級で珍しい中国陶磁器も多く含まれ、物資流通に深く関与した海賊衆の姿を垣間見ることができる。また、生活とともに漁網に使用した土錘が大量に出土し、能島城が海賊の生業とも密接に関係していることが示された。

能島城の最終段階である16世紀中頃から後半には物量は減少するが、継続的な利用は認められることから、対岸（水場）などへの拠点の分散化が想定される。

④存続期間の長さとは利用形態の変遷

能島城が存続した14世紀中頃以降から1587年頃の間、能島村上氏を取り巻く政治的情勢や当主の交代、流通をめぐる構造の変化、上乘りなどの生業の活発化による海上交通の掌握の必要性など、様々な要因を背景として能島城の役割が変化すると推測され、盛土整地による郭の拡大や遺物量の増減、16世紀中頃の鯛崎島の利用の活発化はこれらの事情を反映したものと考えられる。

かつては、軍事拠点としての役割のみが強調されてきたが、近年の研究により、平時の海上活動の拠点としての役割が重要であり、その活動に従事した海賊の生活の場であったことが明らか

になってきた。また、こうした背景のほかに、瀬戸内海航路に海賊の「ナワバリ」を形成し、それを主張するために城が存在したということが考えられる。瀬戸内海の家賊の生業は、物資流通への深い関与とともに自らの海域を通過する船から通行料を徴収することであったが、それは航行しようとする海域が、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場、いわば「ナワバリ」であったからで^{註)}、その「象徴」としての普遍的な存在が能島城であった。

註) 山内譲氏は、著書『海賊の日本史』(講談社現代新書、2018年)の中で、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場を「ナワバリ」と表現している。本文における「ナワバリ」は「支配海域」と読み替えることもできる。

①から④の内容を踏まえて、能島城跡の本質的価値を次のとおりまとめ、明確化する。

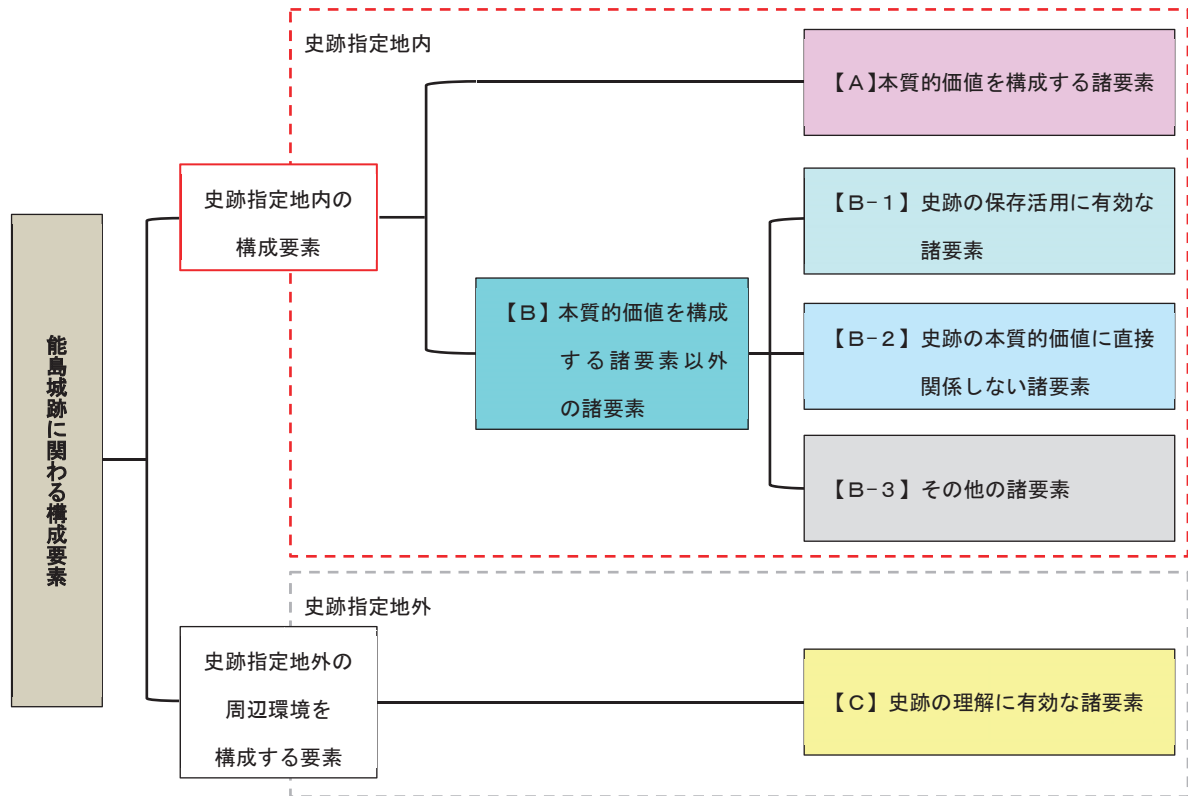
【能島城跡の本質的価値】



第2節 構成要素の特定

(1) 計画対象範囲の要素

前節の本質的価値を踏まえて、現状の本史跡に分布する諸要素を以下のように分類した。



| | | 項目 | 概要 |
|--------|-----------------|--|--|
| 計画対象範囲 | 史跡指定地内 | 【A】本質的価値を構成する諸要素 | 本史跡の本質的価値となる要素である。 郭、岩礁ピット、海蝕テラス、地下遺構等が該当する。 |
| | | 【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 | |
| | | 【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素 | 本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。サインやベンチ、園路、四阿、便所等の各種便益施設が該当する。 |
| | | 【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素 | 本史跡に直接関係しない要素や保存・活用上、影響を及ぼす要素で除却・移転・保全等を検討すべきものである。石造物、サクラが該当する。 |
| | | 【B-3】その他の諸要素 | 地域の伝承に関する諸要素である。祠や木造弁才天坐像、地蔵が該当する。 |
| | | 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素 | |
| | 【C】史跡の理解に有効な諸要素 | 史跡指定地外であるが、本史跡を理解するうえで有効な要素である。村上海賊ミュージアム等が該当する。 | |

史跡指定地内の構成要素

【A】本質的価値を構成する諸要素

| 要素の分類 | 地区 | 要素 | 概要 |
|------------------------------|-------------|--|---|
| 【A】 本質的価値 を構成する 諸要素 | 能 島 | 郭 (地下遺構を含む) | 能島全体を城郭化し、郭Ⅰから郭Ⅴ、南部平坦地と呼称する合計6つの郭が存在する。 |
| | | 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む) | 各郭の斜面部にあたる急峻な崖で、能島城の数少ない防御設備を担っていた。 |
| | | 石積 | 南部平坦地の海岸沿いに残存している。上部は後世の積み直しである。また、郭Ⅲから船だまりにかけても通路状遺構の土留めのための石積が一部遺存している。 |
| | | 木柱 | 南部平坦地の石積前面の地下海岸から118本検出された。その詳細な性格や構築年代は不明である。 |
| | | 船だまり | 能島北部の潮の流れが穏やかな内湾地形を利用した、船の繫留地であり、能島城の大手と考えられる。 |
| | | 海蝕テラス | 島周囲の満潮線のやや上位に形成された平坦面で、船着き場や通路、作業場など多目的に利用されたと考えられる。 |
| | 岩礁及び岩礁ピット | 岩礁部分に人為的に開けられた穴で、船をつなぎとめる木柱を立てる役割があったと考えられる。 | |
| | 鯛 崎 島 | 郭 (地下遺構を含む) | 島全体を城郭化し、郭Ⅵ(鯛崎出丸)と称される。 |
| | | 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む) | 郭Ⅵの斜面部にあたる急峻な崖で、能島城の数少ない防御設備を担っていた。郭北西に通路状遺構が存在するが、崩落によって寸断されている。 |
| 岩礁及び岩礁ピット | | 岩礁部分に人為的に開けられた穴で、船をつなぎとめる木柱を立てる役割があったと考えられる。 | |

【A】本質的価値を構成する諸要素（写真）



能島



郭（郭IVから郭全体を望む）



郭（南部平坦地）



切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）



南部平坦地の石積



木柱



船だまり



海蝕テラス



岩礁及び岩礁ピット



鯛崎島



郭VI（鯛崎島）



切岸及び天然の崖
岩礁及び岩礁ピット
（鯛崎島）

【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素

| 要素の分類 | 地区 | 要素 | 概要 | |
|---------------------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------|---|
| 【B-1】 史跡の保存 活用に有効 な諸要素 | 能島 | 保存施設 | 消波捨石 | 海岸部保護のため、船だまりに2か所、東部海岸に1か所整備された施設である。 |
| | | | 石塁 | 往時のものではなく、海岸部保護のため、北部海岸沿いに設置された施設である。 |
| | | 公開活用 施設 | 接岸施設 | 能島に上陸するために設置された接岸施設である。簡易的な浮棧橋が付帯している。 |
| | | | 史跡指定碑 | 南部平坦地に設置されている。 |
| | | | 標柱 | 史跡指定碑横に設置されている。 |
| | | | 解説サイン | 本史跡の概要を記した解説サインである。 |
| | | | 園路 | 郭Ⅱから郭Ⅴ、郭Ⅲから船だまり、南部平坦地から郭Ⅳを結ぶ場所に木製階段が、その他郭間の移動に供するように丸太横木を渡した園路が設置されている。 |
| | | | 便所 | 南部平坦地に設置されている。汲み取り式である。 |
| | 四阿 | 郭Ⅲ南側に設置されている。 | | |
| | ベンチ | 郭のいたるところに擬木コンクリート製とスチール製のベンチが設置されている。 | | |
| | 鯛崎島 | 接岸施設 | 鯛崎島に上陸するために設置された接岸施設である。 | |
| | | 石碑 | 本史跡の概要を刻印した石製の解説サインである。 | |
| | | 園路 | 接岸施設から郭へ上がるための園路が設置されている。 | |

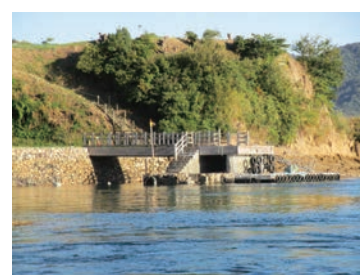
【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素（写真）



消波捨石



石塁（北部海岸）



接岸施設（能島）



史跡指定碑（南部平坦地）



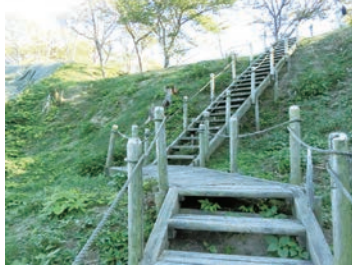
標柱（南部平坦地）



解説サイン（南部平坦地）



園路（郭Ⅱ～郭Ⅴ）



園路（郭Ⅲ～船だまり）



園路（南部平坦地～郭Ⅳ）



園路（郭Ⅱ～郭Ⅳ）



園路（郭Ⅳ～東部海岸）



便所（南部平坦地）



四阿（郭Ⅲ）



ベンチ（擬木）



ベンチ（スチール）



接岸施設（鯛崎島）



石碑（鯛崎島）



園路（鯛崎島）

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

| 要素の分類 | 地区 | 要素 | | 概要 |
|------------------------------|-----------------|------------|-----|--|
| 【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素 | 鯛崎島 | 歴史的 構造物 | 石造物 | 鯛崎島に五輪塔の部材が4基積み重ねられている。時期は不明だが島外(鵜島からと伝承あり)から持ち込まれ、積み重ねられたものと思われる。 |
| | 能島 及び 鯛崎島 | 植生 | サクラ | 史跡指定後も、断続的に近年まで各郭に植樹されたサクラ(ソメイヨシノ)は、能島城跡の地下遺構を破壊しているとともに史跡としての景観を阻害している。 |

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素(写真)



石造物(鯛崎島)



能島のサクラ



サクラの根による遺構の破壊

【B-3】その他の諸要素

| 要素の分類 | 地区 | 要素 | | 概要 |
|----------------------|-----|------------|-----------------|--|
| 【B-3】 その他の 諸要素 | 鯛崎島 | 歴史的 構造物 | 祠 | 鯛崎島にあり、市指定文化財の木造弁才天坐像を安置している。現在の建物は平成10(1998)年に再建されたものである。以前の建物は昭和11(1936)年に改築された記録があり、さらにそれ以前から祠が建っていたことが分かっている。よって現在の祠は少なくとも3代目以降の建物である。 |
| | | | 木造 弁才天 坐像 | 台座には「□永20年」との銘文があり、坐像の型式から見ておそらく寛永20(1643)年の作と推定される。鯛崎島の発掘調査では、江戸時代遺構が確認できず、遺物がほとんど出土していないことを考えると、鯛崎島に祀られるようになったのは明治時代以降ではないかと推測される。市指定有形文化財(平成16年12月1日指定)である。現在、祠内部に祀られている。 |
| | | | 地藏 | 鯛崎島南の岬(地藏鼻)に安置されている。地元で伝わる「クジラのお礼参り」に登場するお地藏様である。先代の設置年代は定かではないが、昭和57(1982)年の台風12号により損傷、海中へ落没したため、平成2(1990)年頃に現在のものが復元設置されている。 |

【B-3】その他の諸要素（写真）



祠（鯛崎島）



木造弁才天坐像（鯛崎島）



地藏（鯛崎島）

史跡指定地外の周辺環境を構成する要素

【C】史跡の理解に有効な諸要素

| 要素の分類 | 要素 | 概要 |
|-----------------------------|------------|--|
| 【C】 史跡の 理解に有効 な諸要素 | 村上海賊ミュージアム | 村上海賊に関する展示のほか、調査研究・収集保管・普及活動・学習支援等を行っている。 |
| | 解説サイン | 能島水軍駐車場に設置されている日本遺産の解説サインである。 |
| | 船舶 | 本史跡と史跡指定地外をつなぐ唯一の交通手段であり、史跡環境の特徴である景観や潮流を体感することにも役立っている。 |

【C】史跡の理解に有効な諸要素（写真）



村上海賊ミュージアム



解説サイン

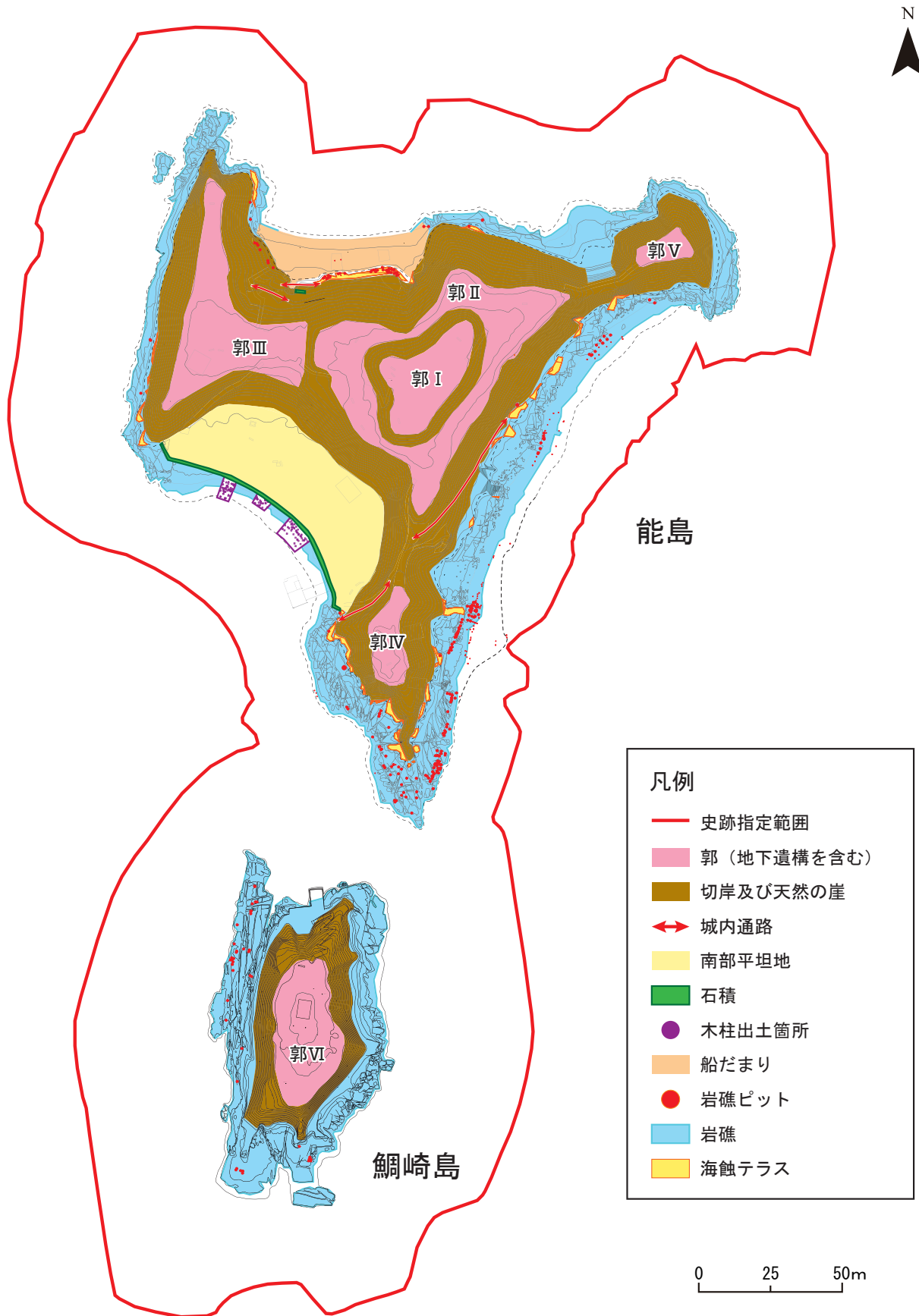


図 17：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素）

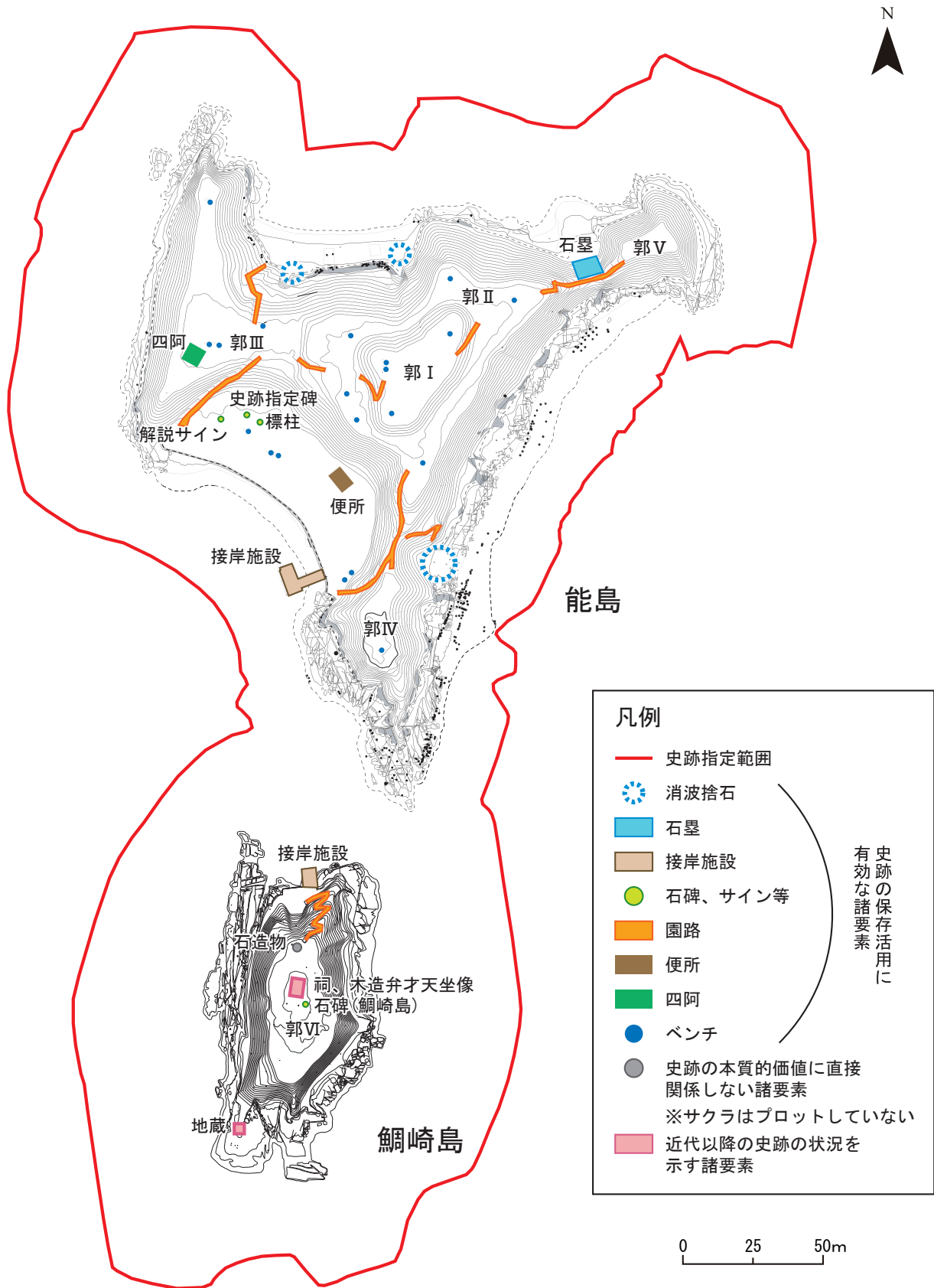


図 18：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素）

(2) 計画対象範囲外の要素

本史跡は、対岸の宮窪地域と一体となって能島村上氏における本拠地を構成していたと考えられるため、「a) 史跡との関連が想定される諸要素」と「b) 史跡の活用に資する諸要素」の2種類に分類し、本計画においてその位置づけを整理する。

| 項目 | | 概要 |
|---------------------------------|--------------------|--|
| 計 画 対 象 範 囲 外 | 計画対象範囲外の要素 | |
| | a) 史跡との関連が想定される諸要素 | 計画対象範囲外のうち、能島城と一体となって能島村上氏の本拠地として機能したと考えられる周辺の関連文化財群である。見近島（城跡）、幸賀屋敷跡等が該当する。 |
| | b) 史跡の活用に資する諸要素 | 本史跡を活用するうえで重要な場所である。本史跡へ向かう船の発着場所である能島水軍や、本史跡を俯瞰できるカレイ山展望台が該当する。 |

a) 史跡との関連が想定される諸要素

| 要素の分類 | 要素 | 概要 |
|-----------------------------------|-------------|---|
| a) 史跡との 関連が 想定される 諸要素 | 見近島（城跡） | 能島城の北方約1kmに位置する能島村上氏の物流基地と考えられる。小規模集落から、大名の城館に匹敵する質・量の貿易陶磁器や備前焼などの流通品が出土した。 ※遺跡名は「見近島城跡」であるが、近年の調査によって城跡ではないとの指摘があるため「見近島（城跡）」と記載している。 |
| | 幸賀屋敷跡 | 地元で「コウガ（クガ）ヤシキ」と呼ばれ、村上氏の屋敷地と推定されている。平成15（2003）年の調査では、16世紀後半から17世紀初頭の瓦や肥前陶器等が出土した。 |
| | 水場跡 | 能島城の対岸に「水場」という地名が残っており、古井戸が存在している。能島城に水や物資を供給する拠点であったと推測される。 |
| | 宮窪城跡（さんの遺跡） | 幸賀屋敷跡の西側の丘陵上にあり、「城山」と呼ばれている。周辺には、「かしゃ（鍛冶屋）」「ばんちょ給（番匠給）」などの地名が残ることから多くの職人集団を抱えた城下町のような要素を持っていたと考えられる。 |
| | 旧証明寺跡及び証明寺 | 幸賀屋敷跡背後の丘陵上に位置する村上氏の菩提寺と考えられている。現証明寺には、鎌倉期の大般若経や中世の宝篋印塔が伝わっている。宝篋印塔は市指定文化財である。 |
| | 古波止遺跡 | 時期や年代の特定には至っていないが、海底調査により、幅30m、長さ120mの波止の存在が指摘されている。海底からは繋船石が引き揚げられ、村上海賊ミュージアム前に展示している。形状が本史跡の岩礁ピットに類似し、他に類例がないため、村上海賊関連の遺物である可能性が高い。 |

a) 史跡との関連が想定される諸要素 (写真)



見近島 (城跡)



幸賀屋敷跡



水場跡



宮窪城跡 (さんの遺跡)



現証明寺に伝わる宝篋印塔



古波止遺跡



古波止遺跡から引き揚げられた
繫船石と展示の様子



能島城と村上氏関連遺跡の位置関係

b) 史跡の活用に資する諸要素

| 要素の分類 | 要素 | 概要 |
|------------------------|---------|--|
| b) 史跡の活用に資する 諸要素 | 能島水軍 | 村上海賊ミュージアムに隣接する宮窪町漁協の物産館兼魚食レストラン施設である。能島上陸クルーズや潮流体験等、本史跡へ向かう船の発着場として活用されている。 |
| | カレイ山展望台 | 標高 232m のカレイ山山頂に位置し、能島城跡とその周囲の潮流、景観が一望できるビュースポットである。 |

b) 史跡の活用に資する諸要素（写真）



能島水軍



カレイ山展望台



カレイ山展望台からの眺望

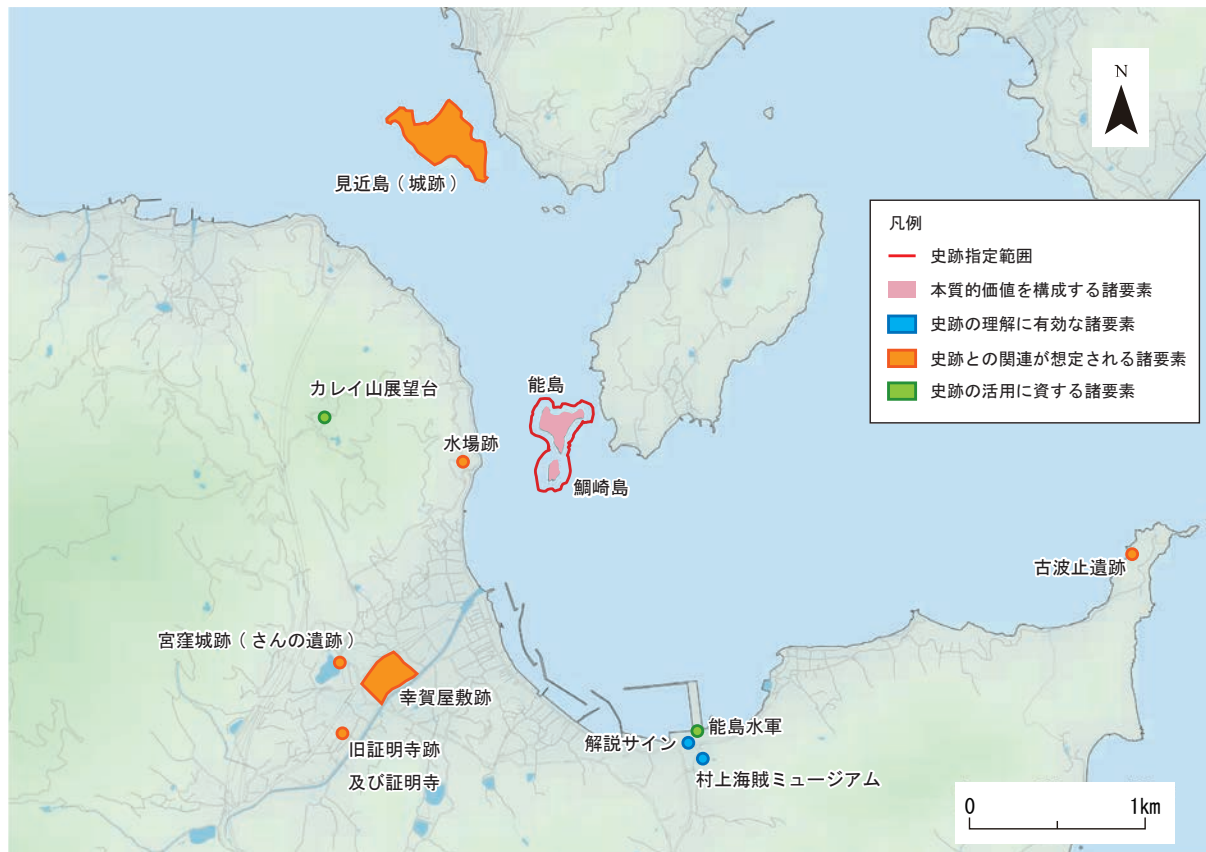


図 19：本史跡と計画対象範囲外の要素との位置関係